

令和 7 年国勢調査有識者会議（第 6 回） 議事要旨

1 日 時 令和 6 年 9 月 10 日（火）10：00～11：30

2 場 所 総務省第二庁舎 4 階特別会議室

3 出席者

構成員：廣松毅座長、會田雅人委員、天野馨南子委員、玄田有史委員、佐藤香委員（Web出席）、菅幹雄委員、津谷典子委員（Web出席）、萩原雅之委員（Web出席）

顧 問：堀部政男顧問（Web出席）

総務省：永島統計調査部長、小松調査企画課長、中村国勢統計課長、齊藤国勢統計課調査官ほか

4 議 題

(1) 令和 7 年国勢調査第 3 次試験調査の実施状況等について

(2) その他

5 配布資料

資料 1－1 令和 7 年国勢調査第 3 次試験調査 実施状況等結果の概要

資料 1－2 令和 7 年国勢調査第 3 次試験調査における郵送配布方式の試行結果（概要）

（付 1） 令和 7 年国勢調査第 3 次試験調査の概要

（付 2） 令和 7 年国勢調査第 3 次試験調査 調査票様式

（付 3） 令和 7 年国勢調査第 3 次試験調査における郵送配布方式の試行について

参考 1 令和 7 年国勢調査有識者会議 開催スケジュール

参考 2 令和 7 年国勢調査有識者会議（第 5 回）議事要旨

6 議事要旨

- 事務局から資料に沿って説明した後、意見交換が行われた。主なやりとりは以下のとおり。

（議題 1：令和 7 年国勢調査第 3 次試験調査の実施状況等について）

- 郵送配布方式は市町村の事務負担が大きいことが懸念されるところ、第 3 次試験調査においては「特別あて所配達郵便」により発送し、一部不達や事業所として利用されているケースがあったとのことであるが、調査方法の適切性について、総務省はどのように評価するか。
- ⇒ 郵送配布方式は、調査員の高齢化やなり手不足を背景に地方公共団体からの要望を受け、今回、試験調査で試行したものであり、調査員の負担軽減策は喫緊の課題であると認識している。一方、委員御指摘のとおり、今回の試験調査における調査方法では市町村の事務負担が過大となるため、令和 7 年調査においては、都道府県の支援が必要と認識。その状況も踏まえ、令和 12 年調査に向けてより効率的な方法を検討してまいりたい。
- 第 3 次試験調査において、オンライン回答の割合が全ての回答方法の中で最も高かった（39.2%）ことは評価したい。特に、スマートフォンから QR コードを読み込んでログインする割合が高かったが、この傾向は今後さらに強まっていくのではないか。本調査に向けてさらにオンライン回答率を向上させる方策を検討していただきたい。
- 令和 7 年調査の取組として、「国勢調査オンライン」やチャットボットへのアクセスに QR コードを活用しているが、時流に沿った適切な対応であり、評価したい。
- 郵送配布方式の導入による調査方法の多様化は、回答率向上のために必要な取組であると認識しているが、市町村の事務負担を考慮すると、郵送配布方式を主要な調査方法とすることは困難であると考え。調査員調査を中心に、オンライン回答の更なる推進を引き続き検討していただきたい。
- ⇒ 試験調査では広報を実施していないこと、世帯に回答義務が課されていないこともあるが、本調査ではより一層オンライン回答率の向上に取り組んでまいりたい。
また、委員御指摘のとおり、今回、新たな調査方法として郵送配布方式を一部導入することを予定しているが、調査員調査が中心であることに変わりはないことから、調査員確保が困難な状況を踏まえ、引き続き調査員の事務負担軽減策を検討してまいりたい。
なお、調査員の事務負担軽減策の一環として、令和 7 年調査において、外国人世帯に対して QR コードを活用した調査の円滑化を検討しているところである。
- 通常の調査員調査と郵送配布方式では、調査書類の配布方法や督促事務の方法が異なることから、公表の際、これらを同じ調査方法として取り扱うことが適切かは疑問がある。比較検証可能性等も踏まえ、一部地域においては調査方法が異なる旨を公表資料に記載することが一般的と思料するが、総務省はどのように考えるか。
- ⇒ 重要な御指摘であると認識。今後、どのように結果公表を行っていくか検討してまいりたい。

- 第3次試験調査における郵送配布世帯に、一部事業所として利用されている居室があったとのことであるが、民泊として利用されているケースはなかったか。令和7年(2025年)は大阪万博が開催されることもあり、特に民泊を利用する外国人が特定の地域に集中して滞在するケースも想定されるのではないか。

⇒ 今回事業所として利用されていた居室が民泊であったかは不明であるが、令和7年調査で郵送配布方式を導入するモデル地域は関東圏を想定しており、大阪万博の影響は最小限と認識している。

(議題2：その他)

令和7年国勢調査における同居の同性カップルの扱いに関する基本的な考え方について審議が行われ、以下のとおり了承された。

- 全国全ての世帯の方々を対象に行う国勢調査は、現行の法制度にのっとった定義を前提として、全国一律の客観的な基準で行うものであり、婚姻関係についても現行の法制度にのっとった定義で把握している。
- 世帯主と同性の世帯員が「世帯主の配偶者」として記入されているケースについては、記入が誤りだった場合、世帯主と他人ではない可能性が高いことを踏まえ、便宜「他の親族」として処理・集計されている。
- 同性婚は現行の法制度では認められておらず、同性による婚姻の届け出は受理されないことから、現時点では、国勢調査において婚姻や親族関係にあるものと本来同様に扱うことはできず、これをそのまま「世帯主の配偶者」として集計することや「他の親族」の内数として集計を行うことは困難である。
- 令和12年以降の調査に向けた精度検証・研究の一環として、調査項目の回答状況について検証・研究を行うことなど是有り得る。令和7年国勢調査の回答データを確認した上で、検討することは可能ではないか。

以上

<文責：事務局（今後、修正することがあり得ます。）>